

きらきラボ規約

(名称)

第1条

本会の名称は、きらきラボ(以下「本会」という)とする。

(目的)

第2条

本会は、株式会社バイウィルが実施する「家庭及び事業所における LED の導入による CO2 削減プロジェクト」の一環として、会員が LED 照明設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(以下「J-クレジット制度」という)実施要綱(平成 25 年 4 月 17 日経済産業省、環境省、農林水産省策定)に基づき J-クレジットとして J-クレジット制度認証委員会(J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会)より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出された J-クレジットを株式会社バイウィルにおける利用目的に利用することを目的とする。

(運営・管理)

第3条

本会の運営・管理は株式会社バイウィル(以下「運営・管理者」という)が行う。

第3条の2

運営・管理者は J-クレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員情報の管理・記録
- (2) 会員入会時の内容確認(対象設備の導入時期、他のプログラム型プロジェクトとの会員の重複登録等)
- (3) 排出削減活動リストの作成
- (4) モニタリングの実施(モニタリングデータの収集)
- (5) モニタリング報告値(排出削減量等)の算定
- (6) モニタリング報告書の作成と対応(審査対応等)
- (7) J-クレジット制度事務局への各種申請
- (8) クレジット売買
- (9) クレジット収益の活用
- (10) 会員の退会手続

第3条の3

運営・管理者として必要な事務は株式会社バイウィルにおいて行う。

(会員)

第4条

本規約において、会員とは、本規約に同意の上、運営・管理者に入会を申し込んだ者をいう。

第4条の2

会員は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 照明設備の稼働開始日(不明な場合は設置日)が、会員規約合意日(入会届提出日)の2年前の日以降であること。
- (2) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (4) LED 照明設備を導入することによる電力消費量の削減分についての環境価値(温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット)を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「LED 照明設備を導入することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなること同意すること。
- (5) 本会に登録する照明設備が、他の類似制度及び J-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

- (6) 人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため、地球温暖化対策推進法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律、環境基本法、消防法、建築基準法、その他関連法令を遵守すること

(J-クレジットの取り扱い)

第5条

会員から運営・管理者へ譲渡されたJ-クレジットは、運営・管理者における地球環境の保全および地球温暖化対策の推進に利用することとする。

(運営・管理者への協力)

第6条

会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる全ての事項について同意し、協力しなければならない。

- (1) J-クレジット制度における各種申請に際し、運営・管理者が必要とする情報を提供すること。
- (2) J-クレジットの認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査に応じること。
- (3) その他、本会の運営及び管理に関して必要なこと。

(報告)

第7条

運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して年1回報告することとする。

- (1) J-クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果について
- (2) J-クレジットの活用用途について

第7条の2

前項の報告は、運営・管理者がウェブサイト上に結果概要を掲載、もしくは会員へメール等で報告することを以て行うこととする。

(設備の処分等)

第8条

会員は、第11条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 照明設備が毀損され、又は滅失したとき。
- (2) 照明設備を処分(売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供すること)しようとするとき。

(退会)

第9条

会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者にその旨を届け出、その承認を得なければならない。

第9条の2

運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 第4条第2項に掲げる要件を満たしていないとき。
- (2) 前条の届出があつたとき。
- (3) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。

(会費)

第10条

本会の会費は無料とする。

(会員資格の有効期間)

第11条

会員資格の有効期間は、入会日から8年間とする。ただし、運営管理者の確認を受けることで、8年間延長できる。

(個人情報・重要情報等の取扱い)

第 12 条

運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報、重要情報及びこれらに類する情報を第三者に提供又は開示しないこととする。

(委任)

第 13 条

本規約に定めるもののほか、本会の入会に関し必要な事項は運営・管理者が定める。